特集

令和3年度 税制改正大綱の 概要と論点

弁護士・税理士:品川 芳宣

_		——————————————————————————————————————	次 -
	はし	こめに6	6
	1	税制改正大綱の特徴6	7
	2	税制改正の基本的考え方8	8
	3	個人所得課税9	9
	4	資産課税10	むす
	5	法人課税	

V	
6	消費課税12
7	国際課税12
8	納税環境整備12
9	検討事項13
むす	Tびに14

はじめに

与党の令和3年度税制改正大綱(以下 「税制改正大綱」という。) は、予定どおり というか、むしろ例年より早めの令和2年 12月10日に発表された。このような早めの 結着は、例年であれば、税制改正を要求す る各団体・各省庁と財務省との争いが多く、 その中に割って入って調整役を務める政治 家との調整でもめるため、発表時期が遅れ ることになるが、そのようなことが少なか ったことを意味する。それは、税制改正を 必要とする論点が少なかったわけではなく、 コロナ禍という異常な社会・経済情勢の中 で税制改正を要求する側がその要求を控え ざるを得なかったように考えられる。その ため、税制改正大綱には、然程目玉となる ような項目もなく、概して小ぶりな税制改

正となった。

税制改正大綱の特徴

(1) コロナ禍の影響

コロナ禍は、大部分の国民の経済活動を 拘束した。その中で、コロナを押さえ込む ための自粛生活の強制となんとか経済活動 の再生を図ろうとする施策とが拮抗しそれ が長期化している。それを代表するのが、 「Go Toトラベル・イート」の停止か継続 かの論争が長引き、それがかえってコロナ 禍を増大させていることである。このよう に、経済全体が停滞化し、その再生政策が 模索されている中、唯一勢力を急伸させて いるのが、在宅勤務の重要なツールとなっ たデジタル化とそれを荷うデジタル産業で ある。このようなデジタル産業・IT産業 の急進は、国際的に目を見張るものがある

が、残念ながら今まで技術力を誇ってきた 我が国は遅れをとっている。

このような厳しい経済情勢の中では、速 効性のある財政支出に頼らざるを得なくな り、税制面での経済刺激策は自ずから限ら れることになる。また、既存の制度を見直 し、むしろ課税の強化を図る項目もあるは ずであるが、それも行いづらくなる。これ らのことが、令和3年度の税制改正を小粒 なものにしたものと考えられる。

(2) デジタル化の促進

前述のように、コロナ禍は、令和3年度 税制改正を委縮させることになったが、そ の中で(コロナ禍故に)、最も注目されて いるのがデジタル化への税制上の刺激策で ある。多くの産業が、コロナ禍で在宅勤務 を強いられ、生産性の向上にブレーキがか かっている中、デジタル産業は、近年急成 長をしている。そして、多くの企業が在宅 勤務を強制しているため、各種のデジタル 製品の需要が高まっており、更に、それを 押し上げるための税制上の措置が取られる ことになった。元々、税制上の刺激策は、 設備投資等に対する特別償却と税額控除が 中核となっているが、それらは、多額な課 税所得が生じている場合にこそ効果がある。 逆に、コロナ禍の中で、景気が停滞してい る産業に特別償却や税額控除を講じても何 ら刺激策になり得ないことになる。

ともあれ、我が国のデジタル・IT化は、 欧米、中国に比し、相当に遅れをとってい るといわれるが、今回の刺激策がその遅れ を取り戻すための切っ掛けとなれば、コロ ナ禍がもたらした唯一の福音であると言え よう。

(3) 事業承継対策

本誌が注目している事業承継対策につい ては、第三者承継に関わるM&Aに対する 支援策並びに個人版納税猶予制度及び法人 版納税猶予制度に対する若干の改正が行わ れたほか、見るべきものは見当たらない。 平成30年度税制改正によって創設された法 人版特例納税猶予制度も、最初のうちは、 事業承継計画書も順調に提出されたかのよ うに見えたが、実際の納税猶予の申請は期 待どおりには行かないようである。中小企 業庁、日本商工会議所等は、特例制度が恩 典的で優れた制度であるということで、組 織をあげてその普及に努めているところで あるが、その成果が今一つであることも事 実である。その原因は、一般制度と特例制 度が混在するなど、当該納税猶予制度が余 りに複雑過ぎるからである。鳴り物入りの 特例制度ということで、導入後3万人余の 税理士等が認定経営革新等支援機関に名乗 りを挙げたが、そのほとんどの者が特例制 度を申請できないというのも異常である。

それらの問題はともかくとして、中小企 業の事業承継は、緊急な課題であることに は変わりがないわけであるから、それが円 滑に行われるための税制改正は常に行われ るべきである。その意味では、令和3年度 の税制改正において法人版納税猶予制度に メスらしいメスが入らなかったことは、令 和4年度以降の税制改正に課題を残したと 言える。

(4) その他

そのほか、令和3年度税制改正では、特 定外国人に対する国外財産の相続税非課税、 カーボン削減の優遇税制、一括贈与非課税 の見直しと継続、固定資産税の負担調整、

税務関係書類押印見直し等が取り上げられ ており、検討事項等として、年金課税等の 見直し、金融所得課税の一体化、相続税・ 贈与税の一体課税等が取り上げられている。 これらは、いずれも種々の問題点を内在し ており、今後、それぞれの税制のあり方に ついて議論を呼ぶものと思われる。

以下、これらの税制改正大綱の特徴を踏 まえて、税制改正の基本的考え方を整理・ 検討し、各課税項目ごとに、改正概要と論 点を整理・検討することとする。

税制改正の基本的考え方

コロナ禍の中での経済再生を目的として、 次の項目ごとの考え方に基づいて税制改正 を行うとしている。

(1) ウィズコロナ・ポストコロナの経済再 牛

- ① 産業競争力の強化に係る措置
 - 企業のデジタルトランスフォーメ ーション (DX) を促進するための 措置
 - ・ 研究開発を活発化させる税制の見 直し
 - ・ コロナ禍を踏まえた投資促進税制 の見直し
 - 繰越欠損金の控除上限の見直し
- ② 株式対価M&Aを促進するための措 置
- ③ 国際金融都市に向けた措置
 - 法人税、相続税及び所得税を対象
- ④ 固定資産税
 - 地価下落等を織り込んだ負担調整 の見直し
- ⑤ 自動車税及び軽自動車税の環境対応 軽減

- ⑥ 住宅ローン控除の見直し
 - 40㎡以上まで対象とする。

(2) デジタル社会の実現

- ① 民間のデジタル化促進
 - · 企業のDX促進措置創設
 - ・ 研究開発税制の見直し
- ② 納税環境のデジタル化
 - 税務関係書類の押印義務見直し
 - 電子帳簿等保存制度の見直し
 - ・ 地方税務手続のデジタル化

(3) グリーン社会の実現

- ① カーボンニュートラルに向けた措置 の創設
- ② 車体課税
 - 脱炭素化に向けた措置
- ③ 経済と環境の好循環の実現
 - · 脱炭素化促進

(4) 中小企業の支援、地方創生

- ① 投資促進税制等の延長
- ② 所得拡大促進税制の見直し
- ③ 経済資源の集約化に資する税制の創 設
 - ・ 他株式取得後のリスクに備える準 備金
- ④ 固定資産税等(再掲)
- ⑤ 地域の活性化、地域社会の安全・安 心の向上

(5) 経済社会の構造変化を踏まえた税制の 見直し

- ① 所得税課税のあり方
 - ・ 所得税の諸控除の見直し
 - 記帳水準の向上
 - 子育て助成等の非課税措置

- セルフメディケーション税制の見 直し
- ② 私的年金等に関する公平税制
 - ・ 働き方の多様化に応じた年金課税 等の見直し
- ③ 相続税・贈与税のあり方
 - ・ 一括贈与非課税の見直しと期限延 長
 - ・ 資産移転に中立的な相続税・贈与 税に向けた検討

(6) 経済のデジタル化への国際課税上の対 応

・ 国際的コンセンサスに基づく解決 策への合意

(7) 円滑・適正な納税のための環境整備

- ① 国際化に対応した適正課税の確保
 - · 納税管理人制度の拡充
- ② 国際的徴収回避行為への対応
 - · 滞納処分免脱罪、第二次納税義務 の見直し
- ③ 退職所得課税の適正化
 - 勤続年数5年以下の2分の1課税 見直し

(8) その他

- ① 東日本大震災からの復興
- ② IRに関する税制

以上のように、令和3年度税制改正の基 本的考え方は、コロナ禍の経済再生を第一 義とし、その中核となるデジタル化産業の 促進税制を重視している。そのほか、国際 的に環境破壊が喫緊な課題となっていると ころ、脱炭素化に向けた車体課税の見直し 等が重視されている。

また、令和3年度税制改正には直接関係 はないが、「経済社会の構造変化を踏まえ た税制の見直し」ということで、相続税・ 贈与税の一体課税に向けた検討を行うこと が明言され、給与所得者の利害に関わる諸 控除の見直し、年金課税の見直し等が明言 されていることが注目される。これらの税 制は、多くの論点を抱えているので、今後 どのように検討されるかに注目する必要が ある。

個人所得課稅

(1) 住宅ローン特例

次の改正を行う。

- 特別控除制度を令和3年1月1日か ら令和4年12月31日までの間に入居し た場合に延長し、控除対象期間を現行 どおり13年間とする。
- · 床面積40㎡以上50㎡未満も適用可と する。ただし、この場合は、合計所得 金額1.000万円(50㎡以上は3.000万円) とする。

(2) 各種非課税貯蓄制度等の手続等の見直

・ 各種申込書等について電磁的方法に よる提供を認める。

(3) 同族会社発行社債に係る利子課税

同族会社判定の基礎となる株主であ る法人と特殊の関係のある個人及びそ の親族等が支払いを受け取るものは総 合課税にする。

(4) 医療費控除の特例(セルフメディケー ション税制)

・ 期限の5年延長と医薬品の範囲見直

L

(5) 退職所得課税の適正化

・ 勤続5年以下である者の退職手当 (特定役員退職手当金等を除く。)について、退職所得控除額を控除した残額 のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しない。

以上のように、住宅ローンの特別控除の対象に40㎡以上の床面積も認められることになったことが、それがマスコミで報道されるぐらいであるから、然程大きな改正項目はない。その中で、注意を要するのは、実体的には、同族会社の社債利子課税、短期退職所得課税の課税強化ぐらいである。後者については、今後の給与所得の見直し(課税強化)の一環とみることができる。そのほか、手続的には、確定申告書、各種申請書等に対する電磁的方法等による簡素化が図られている。

4 資産課税

(1) 国際金融都市に向けた措置

・ 在留資格(出入国管理及び難民認定 法別表第一の上欄該当)を有する者に 対して、当該者が有する国外財産に相 続税又は贈与税を課さない。

(2) 直系尊属からの住宅取得等資金の非課税の見直し

・ 非課税枠の一部引上げ、対象住宅の 床面積40㎡以上の引下げ等の措置を講 じる。

(3) 一括贈与の非課税措置

・ 教育資金及び結婚・子育て資金の贈

与について、孫について相続加算の対象とし、税額の2割加算を行うなど、 所要の措置を加え、期限を2年延長する。

(4) 土地の固定資産税の負担調整

- ・ 宅地等及び農地については、令和3 年度から5年度の間、地価の下落修正 を行い、原則として、現行の負担調整 措置を継続する。
- ・ 令和3年度に限り、負担水準60%未満の商業地等、負担水準100%未満の商業地等以外の宅地及び農地について、 令和2年度の課税標準額を据え置く。

(5) 非上場株式等に係る相続税の特例納税 猶予制度の見直し

・ ①被相続人が70才未満で死亡した場合又は②特例承継計画に特例後継者と記載されている者については、後継者が相続開始直前に役員でないときも当該特例を適用できることとする(①については、一般制度も同様とする。)。

以上の改正事項のうち、(1)については、 有能な外国人が国内に留まるようにするため、彼らに対する贈与税及び相続税の課税 範囲を縮小するという納税義務の範囲(制 限納税義務者と無制限納税義務者の区分) に関わるところ、日本人自体が相続税の重 税を回避するために国外脱出を図っている 実態を考慮すると、そのような問題を含め、 相続税のあり方自体を検討すべきであると 考えられる。また、固定資産税の負担調整 等については、コロナ禍が地価の下落にど のような影響を及ぼすかにかかっているが、 昨年9月に公表された基準地価格の動向か らみても微調整に止まるものと予測される。

(1) 産業競争力の強化に係る措置

- ① DX投資促進税制の創設
 - 産業競争力強化法の事業適応に用 いるソフトウェアの新設等につき、 30%の特別償却又は3%の税額控除 の選択適用を認める。
- ② 研究開発税制の見直し
 - ・ 特例期限の延長等を行う。
- ③ 給与等引上げ等の税額控除制度の見 直し
 - · 新規雇用者給与等支給額が前年比 2%以上増に対し15%の税額控除等 とし、令和3年4月1日から同5年 3月31日まで適用する。
- (4) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設
 - ・ 令和2年4月1日から令和3年4 月1日までの期間内の日を含む事業 年度において生じた青色欠損金額に ついて、100%繰越控除ができる特 例を創設する。

(2) 株式対価M&Aを促進するための措置 創設

・ 所定の株式譲渡につき譲渡損益の繰 延べを認める。

(3) 国際金融都市に向けた税制上の措置

特定投資運用業者の業務執行役員に 対する業績連動給与の損金算入要件を 緩和する。

(4) 民間におけるデジタル化の促進

- ① DX投資促進税制の創設(再掲)
- ② 研究開発税制の見直し(再掲)

(5) カーボンニュートラルに向けた投資促 進税制の創設

・ 産業競争力強化法改正により中長期 環境適応生産性向上設備等の取得した 場合に、50%の特別償却又は5%(削 減顕著10%)の税額控除を認める。

(6) 中小企業向け投資促進税制等

- 軽減税率の適用期限を2年延長する。
- ・ 中小企業者等の法人税の投資促進税 制について、不動産業等を加え2年延 長する。
- ・ その他各種特別償却等の見直し等を 行う。

(7) 中小企業の所得拡大促進税制の見直し

・ 所定の見直しの上適用期限を2年延 長する。

(8) 中小企業の経営資源集約化に資する税 制の創設

・ 中小企業等経営強化法の経営力向上 計画に従って他法人の株式を取得した 場合……70%以下の準備金の積立て、 捐金算入を認める。

(9) その他(略)

以上のように、法人課税の改正は、省略 したものを含むと多項目にわたるが、注目 されるものは、コロナ禍の影響を受け、デ ジタル化を推進する必要があるため、DX 促進税制の創設、研究開発税制の見直し等 である。また、中長期的には、カーボンニ ユートラルに向けた投資促進税制の創設が ある。これらの税制は、伝統的な特別償却 又は税額控除の手法によるが、いずれにし

ても課税所得が多額なほど恩典があるため、 現下の経済情勢の中での勝ち組を一層優遇 する結果にもなる。また、トピックス的な ものとしては、株価対価M&Aにおける譲 渡損益の繰延べ、中小企業経営資源集約化 に対する準備金の創設、国際金融都市推進 のための役員給与課税の見直し等が挙げら れる。

消費課税

(1) 車体課税の見直し

・ 各車種について、自動車重量税のエ コカー減税を見直し、適用期限を2年 延長する。

(2) 和税特別措置等

・ 各特別措置について、一部見直した 上で、適用期限を1~2年延長する。

消費課税の改正項目は、各種の特別措置 の適用期限の延長を含め、多項目に渡る。 それらの多くは、本誌において直接的な関 心事でないので、詳述を省略する。ただし、 租税政策的には、車社会全体が国際的な 「排出ガス0 | へ向けて「2050年カーボン ニュートラル」という目標に対応する措置 が求められている。その中で、我が国でも 自動車重量税を中心に車体課税のあり方が 問題となるが、令和3年度改正では、「エ コカー減税 に向けて、多くの車種につい て自動車重量税の見直しが図られた。

(1) 国際金融都市に向けた税制上の措置

・ 投資ファンド税制において国内源泉 所得が非課税とされる外国組合員の範 囲を拡大し、その手続を緩和する。

(2) クロスボーダー取引に係る利子等の課 税特例

- ・ 当該特例等における非課税適用申告 書について電磁的方法による提出等を 認める。
- ・ 外国金融機関等の店頭デリバティブ 取引の証拠金に係る利子の課税特例及 び債券現先取引等に係る利子等の課税 特例ついて所定の手続の電磁的方法を 認め、適用期限を2年又は3年延長す る。

(3) 過大支払利子税制等の見直し

・ 過大支払利子税制について、対象利 子の範囲を一部拡大する等の所定の改 正を行う。

国際課税については、そのほか幾つかの 改正が行われるが、実務上それ程重要と考 えられないので、説明を省略する。

納税環境整備

(1) 税務関係書類における押印義務の見直

- ・ 次の書類を除き、押印を要しないこ ととするほか、所要の措置を講ずる。
 - ① 担保提供関係書類及び物納手続関 係書類のうち、実印の押印及び印鑑 証明書の添付を求めている書類
 - ② 相続税及び贈与税の特例における 添付書類のうち、財産の分割の協議 に関する書類

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

国税関係帳簿書類の電磁的記録等に よる保存制度について、拡充等の見直 しを行う。

- ・ 国税関係書類に係るスキャナ保存制 度等の見直しを行う。
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記 録の保存制度の見直しを行う。

(3) 納税管理人制度の拡充

納税管理人制度について、次の措置を講 じることとする。

- 税務署長等は、所定の場合に、納税 管理人の届出を求めることができる。
- 税務署長等は、所定の国内便宜者に 対し、納税管理人になることを求める ことができる。
- 税務署長等は、納税管理人の届出が ないときは、一定の国内関連者を特定 納税管理人に指定できる。

(4) 無償譲渡等の譲渡人等の第二次納税義 務の整備

・ 徴収共助において徴収不足がある場 合、法定申告期限1年前の日以後の国 外財産無償譲渡等に基因するときには、 当該譲受人等に対し第二次納税義務を 課す。

(5) 滞納処分免脱罪の適用対象

・ 納税者等が徴収共助の要請による徴 収を免れる目的で国外財産の隠蔽等の 行為をした場合には、滞納処分免脱罪 の適用対象とする。

(6) その他

・ 各種手続について、電磁的方法によ る手続を認め、また、それを拡充する。

以上の納税環境整備に係る改正項目のう ち注目されるのは、まず、行政改革の目玉

として議論されてきたハンコ行政の見直し ということで、税務関係書類の押印義務の 廃止がある。この廃止については、一部の 例外を除き、廃止されることになる。一見、 税務手続きが簡素化されて歓迎すべきであ るとも考えられるが、税務調査の実務では、 調査後の修正申告書等の提出が問題にされ るところ、かつて、国税職員や納税義務者 以外の者が勝手に修正申告書等を書いて提 出したことが問題になった事件があるので、 今後、納税申告の効力を巡る争いが増加す ることも予測される。

また、納税管理人制度の見直しについて は、特に、相続税については、納税義務者 である相続人が外国に居住している場合も あるので、税理士が納税管理人になるケー スも増加することが見込まれる。よって、 税理士等は、同制度の内容と改正事項につ いて、留意する必要がある。

なお、国際間の徴収共助に係る第二次納 税義務と滞納処分免脱罪の適用については、 当該徴収共助を実効性のあるものにしよう とするのであろうが、当該適用自体は限ら れるであろう。

検討事項

(1) 年金課税等の総合的検討

・ 年金課税について、少子高齢化、各 種年金制度間のバランス等を考慮し、 拠出・運用・給付を通じて課税のあり 方を総合的に検討する。

(2) 金融所得課税の一体化

・ 金融商品の多様化に対応し、意図的 な節税スキームに対処するため、具体 的な方策を早期に検討する。

(3) 小規模企業等の税制見直し

・ 働き方の多様化を踏まえ、個人事業 主、同族会社、給与所得者等の課税バ ランス等を考慮し、各種控除のあり方 等全体として見直し、所得税・法人税 を通じて総合的に検討する。

(4) 相続等に係る登録免許税の見直し

・ 所有者不明土地等の問題解決等に向 けて、不動産登記法等の見直しを踏ま え、令和4年度税制改正において必要 な措置を検討する。

(5) 自動車関係諸税の見直し

・「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に貢献するため、その課税のあり方について中長期的な検討を行う。

(6) 社会保険診療報酬に係る事業税非課税 の見直し

・ 医業に対する社会保険診療報酬に係る事業税の非課税及び軽減税率の措置については、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方を検討する。

(7) ガス供給業に対する収入金額(外形標準)課税の見直し

・ ガス供給業における小売全面自由化 等に対応し、他の企業と同様な外形標 準課税とすることについて、引き続き 検討する。

以上検討事項のうち、(1)及び(3)については、現行の課税方法において年金課税のあり方に常に問題になっているほか、相対的に給与所得者が課税上有利に扱われているという認識が推測されるので、今後、年金

所得と給与所得の統合課税(年金控除の廃止又は縮小)、給与所得控除の一層の減額等の検討が予測される。

そのほか、税制改正大綱では取り上げら れなかった事項について、若干の所見を加 えることとする。まず、医業に対する社会 保険診療報酬に係る消費税非課税制度にお いて、仕入れ消費税額が十分転嫁されてい ないという問題がある。この問題について は、医業団体側から30年に渡って是正要求 が出され、平成25年度以降の税制改正大綱 では常にその検討、見直しが提言されてき たが、平成31年度税制改正で問題点が擦り 替えられ、令和2年度及び令和3年度の税 制改正大綱では、全く無視されている。コ ロナ禍の中、多くの医業が赤字経営を余儀 無くされている中、仕入れ消費税額の不転 嫁問題が一層深刻になっている。そのため、 コロナ対応に必要な設備投資さえ抑制され ている。また、医業関係では、平成18年の 医療法改正以降、持分あり医療法人に対す る課税が不当に取り扱われているという問 題も残されている。これらの諸問題につい ては、野村資産承継研究所が令和元年12月 に出版した「医療法人の法律・会計・税 務 | (大蔵財務協会) の第5章で詳述して いるので、参考にして頂きたい。

むすびに

以上、税制改正大綱を概観し、若干の問題点を指摘してきた。総じて言えば、コロナ禍によって未曾有の経済不況に見舞われている中、少しでも経済再生を図るために最小限の税制上の措置が講じられたものとも評価できる。しかし、その税制改正手法は、伝統的な「特別償却・税額控除」が主として用いられ、かつ、コロナ禍によって

デジタル化が余儀無くされていることもあ って、その主たる対象がデジタル産業に向 けられている。元々、「特別償却・税額控 除しは、当該法人に多額な課税所得がなけ れば効果がないわけであるから、その対象 がコロナ禍の中で勝ち組となっているデジ タル産業を中心に向けられることになると いうと、「公平」を旨とする税制のあり方 に矛盾を感じざるを得なくなる。

そう考えると、コロナ禍における負け組 (観光業、旅行業、ホテル業等) にも光を 当てる税制が望まれることになる。例えば、 繰越欠損金の損金算入の拡大も課税所得が なければ恩典が受けられないところ、むし ろ、同じ欠損金であっても、欠損金の繰戻 しによる環付(法法80)の適用について、 既に、コロナ対策として対象法人について 資本金10億円以下の法人にも認めるなどの 措置が取られているが、それらを更に拡大 する措置があって良いものと考えられる。 そうすると、コロナ禍で赤字経営を余儀無 くされている法人にも一層恩典を与えるこ とができる。更には、固定資産税について は、令和3年度に限り、前年度「据え置

き」ではなく、「2~3割減額」の思い切 った措置もなかったものかと考えさせられ

また、平成30年度税制改正によって鳴り 物入りで導入された非上場株式等の納税猶 予の特例制度についても、実際の納税猶予 申請がはかばかしくない状況にある。それ は、当該納税猶予制度が複雑過ぎるからで ある。これでは、大幅に減少している親族 内承継に光を当てることはできない。そこ で、一般制度と特例制度を統合する等の思 い切った措置を講じてコロナ禍の中を闘っ ている中小企業に力をかすことも必要であ ると考えられる。そうすれば、コロナ禍で 苦闘している中小企業にも、光をあてるこ とができるであろう。

結局、今回の税制改正大綱は、租税政策 (租税特別措置) が「陰の補助金」と言わ れるところ、「補助金」を必要とする企業 に光が当たらないということで、租税政策 としての「限界」を示したのか、あるいは、 「工夫」が足りなかったのか、と考えさせ られる。



品川 芳宣 (しながわ・よしのぶ)

野村資産承継研究所 理事長

◆経歴 昭和63年~平成3年 国税庁直税部資産評価企画官

平成3年~4年 国税庁徵収部徵収課長 平成4年~6年 国税庁徵収部管理課長

平成6年~7年 高松国税局長

平成7年~17年 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 早稲田大学大学院会計研究科教授 平成17年~ 24年

●現職 筑波大学名誉教授

日本医師会医業税制検討委員会委員長 日本商工会議所税制委員会特別委員 東京商工会議所事業承継対策委員会委員

中小企業庁: 事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会座長 租税法学会理事

税務会計研究学会理事

著書、論文多数。

(いずれも2020年4月現在)